



## 《会計・税務の知識》 速報！令和2年度税制改正大綱

令和元年12月12日、自由民主党及び公明党による令和2年度税制改正大綱が公表されました！

デフレ脱却と経済再生、中小企業支援と地方創生、経済のグローバル化とデジタル化への対応、経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し、円滑・適正な納税のための環境整備等をテーマに様々な改正案が盛り込まれました。

法人税では、オープンイノベーション促進を期し、特定企業への投資額の25%までを所得控除できる制度が創設の見込みです。5G投資促進税制や連結納税制度の大幅な見直し等により企業経営強化を図るとされています。また、子会社からの配当と譲渡を組み合わせた節税スキームについて封じる措置がとられました。

所得税では、NISAの見直し、住宅ローン控除の適用制限、ひとり親の所得控除の公平化などが挙げられます。海外中古不動産による節税スキームについては既に保有しているものについても制限される見込みです。

資産税では、低利用や所有者不明の土地の利活用を促すための措置が導入されました。

消費税についても、法人税等と同様に1か月限りの申告期限延長の制度が創設されます。

以下では、速報版として主要な改正にかかる要約をご紹介します(全10ページ)。詳細はこちらでご確認頂けます。( <https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html> )

### 〔個人所得課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	NISA	NISAについて、次の措置を講ずる。 (1) つみたてNISAの勘定設定期間を5年延長する。 (2) 現行の一般NISAの勘定設定期間の終了にあわせ、非課税措置を次のように創設し、現行のつみたてNISAと選択適用できることとする。 開設した特定累積投資勘定(仮称)について、取得対価の合計額は20万円を上限とし、5年間は公募等株式投資信託の配当を非課税とする。また、譲渡所得等を非課税とする。ただし、譲渡損失はないものとみなす。 開設した特定非課税管理勘定(仮称)について、取得対価の合計額は102万円を上限とし、5年間は上場株式等の配当等を非課税とする。また、上場株式等の譲渡所得等を非課税とする。ただし、譲渡損失はないものとみなす。	(1) 令和24年12月31日まで (2) 令和6年以降
所得税 住民税	ジュニア NISA	未成年者口座開設可能期間(令和5年まで)は延長せず終了する。その終了にあわせ、令和6年1月1日以後は「課税未成年者口座」及び「未成年者口座」内の「上場株式等」及び「金銭」の全額について源泉徴収を行わずに払出すことができることとする。	令和6年1月1日以後の払出しから適用
所得税 住民税	エンジェル税制	(1) エンジェル税制の対象となる株式発行会社に次のすべての要件を満たす会社を加える。 内国法人 設立後10年未満の中小企業者 第一種少額電子募集取扱業務を行う者として登録された者を通じて投資を受ける株式会社 その他一定の要件を満たす株式会社	

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>(2) エンジェル税制対象株式の取得時の特例について次の措置を講ずる。</p> <p>対象会社に、前事業年度までの営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であることその他一定の要件を満たす株式会社を加える。</p> <p>適用対象となる設立後1年以上3年未満の会社について試験研究費等割合の要件を現行3%超から5%超に引き上げる。</p> <p>控除対象限度額を現行1,000万円から800万円に引き下げる(令和3年1月1日以後。経過措置あり。)</p>	
所得税 住民税	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	<p>都市計画区域内にある未利用土地又はその上に存する権利(以下、「低未利用土地等」)であることについて市区町村の長の確認がされたもので、長期譲渡所得に該当するものについては、以下の(1)(2)(3)の場合を除き、長期譲渡所得の金額から当該譲渡所得金額を限度として100万円を控除することができることとする。</p> <p>(1) 譲渡人の配偶者その他の譲渡人と一定の特別関係がある者に対する譲渡。</p> <p>(2) 低未利用土地等の上になる建物等を含めた譲渡対価の額が500万円を超えるもの。</p> <p>(3) 適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、譲渡した年の前期又は前々期において当該特別控除の適用を受けている場合。</p>	「土地基本等の一部を改正する法律(仮称)」の施行日又は、令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日まで
所得税 住民税	配偶者居住権及び配偶者敷地利用権に関する取得費、特例適用の制度整備	<p>配偶者居住権及び配偶者敷地利用権に関する取得費の算定方法について明確化する。</p> <p>また、配偶者居住権及び配偶者敷地利用権について、一定の場合に収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の適用ができること、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象に、配偶者居住権の目的となっている居住建物等に係る権利変換により施設建築物の一部等に配偶者居住権が与えられたときが追加された。</p>	
所得税 住民税	居住用財産に関する特例の期限延長	<p>(1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得課税の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。</p>	令和3年12月31日まで
所得税 住民税	特定資産の買換え特例の期限延長	<p>特定資産の買換えの場合等の課税の特例について、一定の見直しの上、適用期限を3年延長(過疎地域に係る措置等は令和3年3月31日までの延長)とする。</p>	令和5年12月31日まで(一部令和5年3月末)
所得税 住民税	住宅借入金等特別控除の適用の制限(住宅ローン控除の適用の制限)	<p>新居居住から3年目に該当する年中に新居以外の住宅等を譲渡した場合において、次に掲げる譲渡特例の適用を受けるときは、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないこととする。</p> <p>(1) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の特例</p> <p>(2) 居住用財産の譲渡所得の特別控除</p> <p>(3) 特例の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得課税の特例</p> <p>(4) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得課税の特例</p>	令和2年4月1日以後に新居以外の住宅等を譲渡する場合に適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		これにより、住宅借入金等特別控除と上記特例の併用ができなくなる。	
所得税 住民税	海外中古不動産に係る損益通算等の特例の創設	<p>(1) 国外中古建物(注1)から生じる不動産所得の損失の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額(注2)のうち国外中古建物の償却費部分は、生じなかったものとみなす。</p> <p>(注1) 上記の「国外中古建物」とは、個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供した国外にある建物のうち、償却費を計算する際の耐用年数を次の方法により算定しているものをいう。            法定耐用年数の全部を経過した資産について、耐用年数を「法定耐用年数×20%」により計算した年数とする方法            法定耐用年数の一部を経過した資産について、耐用年数を「法定耐用年数-経過年数+経過年数×20%」により計算した年数とする方法            業務の用に供した時以後の使用可能期間を耐用年数とする方法(その耐用年数が国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数であることが明らかである等一定の場合を除く)</p> <p>(注2) 上記の「国外不動産所得の損失の金額」とは、国外中古建物の貸付けによる損失の金額(その国外中古建物以外の国外不動産等から不動産所得が生じている場合には、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額)をいう。</p> <p>(2) 上記(1)の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合の譲渡所得の計算上、取得費から控除する償却累計額からは、上記(1)によりなかったものとみなされた償却費を除くこととする。</p>	令和3年度から適用
所得税 住民税	未婚のひとり親に対する所得控除の創設	<p>居住者が、現に婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たす者(寡婦又は寡夫である者を除く)である場合には、総所得金額等から35万円(住民税30万円)を控除する。</p> <p>(1) その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であること)を有すること            (2) 合計所得金額が500万円以下であること            (3) 住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」その他これと同一の内容である旨の記載がないこと</p>	令和2年分以後の所得税から 令和3年度分以後の個人住民税から
所得税 住民税	寡婦(寡夫)控除の見直し	<p>寡婦(寡夫)控除について次の見直しを行う。</p> <p>(1) 寡婦の要件に、扶養親族その他生計を一にする子(総所得金額が48万円以下に限る)を有する寡婦の要件に合計所得金額が500万円以下であることを加える。            (2) 住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」その他これと同一の内容である旨の記載がないこと            (3) 現行の寡婦控除の特例を廃止する。            (4) 寡婦(寡夫)控除額を現行の27万円から35万円(住民税26万円から30万円)に引き上げる。</p>	令和2年分以後の所得税から 令和3年度分以後の個人住民税から
所得税	医療費控除の添付資料の簡略化	医療費控除を受ける際の添付書類について、審査支払期間の医療費額を通知する書類等を含め、e-taxによって確定申告する場合に一定の場合に添付を省略することができる等、適用を緩和する措置を講ずる。	令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後提出する場合
所得税	特定寄附金の添付書類の簡略化	寄附金控除の適用を受ける際の添付書類について、現行の寄附金の受領証に代えて、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約をした一定の事業者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等ができることとする。	令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後提出する場合

〔法人課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 地方税	オープンイノベーションに係る措置の創設	<p>対象法人（注1）が特定株式（注2）を取得した場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できる。なお、中小企業者が特定株式を取得した場合においては、その取得価額の25%の所得控除ができる。</p> <p>特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他特定株式の経済産業大臣証明が取り消された場合等の取崩し事由に該当することとなった場合には、その特定株式の取得から5年を経過している場合を除き、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。</p> <p>（注1）青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うものとし、「特定事業活動を行うもの」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう。</p> <p>（注2）「特定株式」とは、設立後10年未満かつ既に事業を開始している新事業開拓事業者のうち特定事業活動を行う内国法人又はこれに類する外国法人の株式で、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。</p> <p>（1）対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること。</p> <p>（2）資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。</p> <p>（3）その払込金額が1億円以上（中小企業者にあつては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上とする。）であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける。</p> <p>（4）対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。</p>	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに特定株式を取得し、かつ、取得した日を含む事業年度未まで有している場合に適用する。
法人税 所得税 地方税	5G投資促進税制の創設	<p>青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の認定を受けたものが、特定高度情報通信用認定等設備の取得等をして、国内においてその事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の15%の税額控除（法人税額の20%上限）との選択適用ができる。</p> <p>当税制に係る特別償却については、住民税及び事業税においても適用し、中小企業者等については当税制に係る税額控除後の法人税額を基礎として住民税を計算できる。</p>	特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の施行の日から令和4年3月31日までの期間

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税	連結納税制度の見直し (グループ通算制度への移行)	<p>連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行する。</p> <p>(1)グループ通算制度の基本的な仕組み 適用法人及び適用方法は、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点並びに青色申告の承認を前提とする点を除き、基本的に連結納税制度と同様とする。 親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができるほか、ダイレクト納付についても所要の措置を講ずる。 適用法人は、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならない。</p> <p>(2)所得金額及び法人税額の計算</p> <p>損益通算 欠損法人の欠損金額の合計額(所得法人の所得の金額の合計額を限度)を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金に算入する。</p> <p>欠損金の通算 グループ通算制度の適用法人の欠損金の繰越控除額の計算について、控除限度額は通算グループ内の各法人の欠損金繰越控除前の所得の金額の50%相当額(中小法人等、更生法人等及び新設法人については所得の金額)の合計額とし控除方法は連結納税制度と同様とする。</p> <p>税率 税率は通算グループ内の各法人の適用税率とする。中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とする。</p> <p>受取配当等の益金不算入制度 (イ)関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額(その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする。)とする(注)。 (ロ)関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかは、100%グループ内(現行:連結グループ内)の法人全体の保有株式数等により判定する(注)。 (ハ)短期保有株式等の判定については、各法人で行う。</p> <p>寄附金の損金不算入制度 (イ)寄附金の損金不算入額は、各法人において計算する。 (ロ)寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする(注)。</p> <p>貸倒引当金 100%グループ内(現行:連結グループ内)の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する(注)。</p> <p>中小判定 次の制度における中小法人の判定について、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内の全ての法人が中小法人に該当しない。 (イ)貸倒引当金 (ロ)欠損金の繰越控除 (ハ)軽減税率 (ニ)特定同族会社の特別税率の不適用 (ホ)中小企業等向けの各租税特別措置</p>	<p>令和4年4月1日以後に開始する事業年度より適用(連結納税制度からの移行に関する次の経過措置あり)</p> <p>連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、グループ通算制度の承認とみなす。</p> <p>連結法人は、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人となることができる。) )</p>

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>所得税額控除            所得税額控除額は、各法人において計算する。            特定同族会社の特別税率            特定同族会社の特別税率については、一定の調整のうえ各法人において計算する。            特定欠損金            グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金(現行の特定連結子法人の連結納税制度の適用開始又は連結グループ加入前の欠損金)のうち一定の事由により切り捨てられなかったものは特定欠損金とする。            その他            それぞれの制度の目的や仕組み、グループ通算制度の趣旨等に配慮し所要の措置を講ずる。            (注) (イ)(ロ) (ロ) についてはグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度についても同様の改正がある。            (3)経過措置            連結納税制度の移行に伴い経過措置を講ずる。</p>	
法人税 所得税	地方拠点強化税制の見直し	<p>地方拠点強化税制について、以下の見直しを行う。            (1)地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を2年延長する。            (2)地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。            「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件を廃止する。            地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額について、対象雇用者数から有期雇用又はパートタイムである新規雇用者数を除外した上、雇用者の増加割合にかかわらず、次の金額の合計額とする。            イ 30万円(移転型事業にあつては、50万円)に、地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額            ロ 20万円(移転型事業にあつては、40万円)に、地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数(地方事業所基準雇用者数を超える部分を除く。)を控除した数を乗じて計算した金額            (注)地方事業所基準雇用者数は、増加雇用者数を上限とする。            ハ地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額を、40万円(現行:30万円)に、地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額(特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には、30万円(現行:20万円)に、その特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額)に引き上げる。            地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件のうち特定業務施設の整備に関する要件について、既存施設におけるオフィス環境の整備(事務機器の増設等)を特定業務施設の整備とみなす。</p>	令和4年3月31日まで

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税 地方税	研究開発税制の 要件見直し	大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しを行う。 (1)その大企業の国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとの要件について、当期償却費総額の30%を超えることとする。 (2)本措置の対象に、特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(仮称)の税額控除を加える。	
法人税 所得税 地方税	給与等の引上げ 及び設備投資等 を行った場合等 の税額控除制度 の要件見直し	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度における国内設備投資額が「当期償却費総額の90%以上」であることとの要件について、「当期償却費総額の95%以上」であることとする。	
法人税 地方税	交際費等の損金 不算入制度の延 長	交際費等の損金不算入制度および中小法人に係る損金算入の特例について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上その適用期限を2年延長する。	令和4年3月31日 まで延長
法人税	欠損金繰戻還付 制度の延長	中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度について、設備廃棄等欠損金額の特例を廃止した上、適用期限を2年延長する。	令和4年3月31日 までに終了する各事 業年度において生じ た欠損金
法人税 所得税	少額減価償却資 産の損金算入特 例の見直し	中小企業者等が取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合に、300万円まで全額損金に算入できる特例につき、次の見直しを行った上、2年延長する(下記の見直しを除き、所得税も同様とする) 対象法人から連結法人を除外 常時使用する従業員数を500人(現行1,000人)に引き下げ	令和4年3月31日 までに取得し、事業 の用に供した資産
法人税	特定資産の買換 え特例の期限延 長	特定資産の買換えの場合等の課税の特例について、一定の見直しの上、適用期限を3年延長(過疎地域に係る措置等は令和3年3月31日までの延長)とする。	令和5年3月末まで
法人税	会社関係制度の 見直しに関する 措置	会社関係制度の見直しを前提に、所要の措置を行う。 (1)譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例等について、法人に対する役務提供の対価として交付される譲渡制限付株式でその譲渡制限付株式と引換えにする払込み又は給付を要しない場合のその譲渡制限付株式を対象に加える。 (2)法人の支給する役員給与における過大な役員給与のうち形式基準について、定款等により役員に対して支給することができるその法人の株式又は新株予約権の上限数を定めている法人のその株式又は新株予約権に係る限度額を、その定められた上限数に支給時等における価額を乗じて計算した金額とする。 (3)法人の支給する役員給与における業績連動給与の手續に係る要件について、独立職務執行者から除外される親法人の業務執行者等に該当していた者の範囲を見直す。 (4)その他所要の措置を講ずる。	

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税	「時価の算定に関する会計基準」の導入に関する措置	<p>「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴い、所要の措置を行う。</p> <p>(1) 売買目的有価証券の時価評価金額について、見直しを行う。</p> <p>(2) 有価証券に係る評価損の計上事由について、価額の著しい低下を評価損の計上事由とする有価証券の範囲の見直しを行う。</p> <p>(3) 短期売買商品等（仮想通貨を除く。）の時価評価金額について見直しを行う。</p> <p>(4) デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入について、未決済デリバティブ取引に係るみなし決済損益額（市場デリバティブ取引等の最終市場価格による授受額を除く。）の算定に用いた合理的な方法を採用した理由その他その算定の基礎となる事項を記載した書類を保存しなければならないこととする。</p> <p>(5) 貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券を除外する（所得税についても同様とする。）</p>	令和2年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用。なお、同日から令和3年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度における事業年度終了の日における(1)については現行法の規定による評価額によることができる経過措置を講ずる。
事業税	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し	<p>(1) 電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、標準税率を次のとおりとする。  資本金又は出資金1億円超の普通法人  収入割...0.75% 付加価値割...0.37%  資本割...0.15%  資本金又は出資金1億円以下の普通法人等  収入割...0.75% 所得割...1.85%</p> <p>(2) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得た金額とする。</p> <p>(3) その他所要の措置を講ずる。</p>	令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用
法人税 地方税	子会社からの配当と子会社株式譲渡を組み合わせた租税回避への対応	法人が特定子法人（配当決議日において一の者（特殊関係のある者を含む）に株式等又は議決権の50%超を直接又は間接に保有されている会社）から受ける配当等の額が、株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げることとする。	



## 〔資産課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
資産税	医療継続に係る納税猶予制度の延長	医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。	令和5年9月30日まで
固定資産税	所有者不明土地等に係る固定資産税	所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、次の措置を講ずる。 (1)土地・家屋について、所在地の市町村長は、登記簿上の所有者(個人)が死亡している場合、現所有者に固定資産税の賦課徴収に必要な申告をさせることができる。加えて罰則規定を設ける。 (2)調査をしても(1)の現所有者が明らかにならない場合、現使用者に固定資産税を課すことができることとする。	(1)令和2年4月1日以降に適用 (2)令和3年度以降の固定資産税について適用
固定資産税 都市計画税	5G無線局関連の免許を受けた者が取得した償却資産に係る固定資産税の特例措置	ローカル5G無線局に係る免許を受けた者が、新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする。	令和4年3月31日までの期間
固定資産税 都市計画税	新築住宅等に係る固定資産税の減額措置の期限延長	新築住宅等に係る固定資産税の減額措置の適用期限について、次の延長を行う。 (1)新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。 (2)新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。 (3)耐震改修等を行った住宅に対して、次の措置を講ずる。 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。 バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長する。	
登録免許税	登録免許税の軽減措置の期限延長	次の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。 (1)住宅用家屋の所有権の保存登記又は移転登記 (2)住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記	令和4年3月31日まで
不動産取得税	認定長期優良住宅に係る特例措置の期限延長	新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。	令和4年3月31日まで
印紙税	不動産の譲渡に関する特例措置の期限延長	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。	令和4年3月31日までに作成

〔消費税・国外財産調書等制度・利子税及び還付加算金〕

税目	項目	改正内容	適用期限
消費税	法人の消費税申告期限特例の創設	法人税の申告期限延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届け出書を提出した場合には、提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限を1月延長する。	令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用
消費税	居住用賃貸建物の仕入税額控除制度等の見直し	居住用賃貸建物取得に係る仕入税額控除制度を次のとおり見直す。 (1)居住用賃貸建物の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。ただし、住宅の貸付の用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除制度の対象とする。 (2)その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までに住宅以外の貸付の用に供した場合又は譲渡した場合、それまでの居住用賃貸建物の貸付及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入税額控除額に加算して調整する。	令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合に適用する。ただし、同年3月31日までに契約を行っているものに係る仕入れについては適用しない。
所得税	国外財産調書及び財産債務調書制度の見直し	相続開始年の12月31日における国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下「相続国外財産」という）を記載しないで提出することができる。この場合、国外財産の合計額から相続国外財産の価額を除外して判定する（財産債務調書の相続財産についても同様とする）。	令和2年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用
所得税 法人税 相続税 贈与税 地方税	利子税・還付加算金等の割合の引き下げ	利子税・還付加算金等の割合について、次のとおり見直す。 (1)利子税特例基準割合につき、利率を引き下げる（銀行平均貸付割合に加算する割合を、現行の1%から0.5%に見直す）。 (2)還付加算金特例基準割合につき、利率を引き下げる（銀行平均貸付割合に加算する割合を、(1)と同様に現行の1%から0.5%に見直す）。	令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用

以上